

第 4 2 4 回
令和 7 年度第 1 回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和 7 年 7 月 14 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和7年7月14日(月) 14:00~14:34

2 場 所 T K P 札幌駅カンファレンスセンター 2 A 会議室

3 出席者

【委員】 公益代表 亀野委員、國武委員、蛭川委員、八重崎委員
労働者代表 入江委員、金子委員、藤田委員、山田委員
使用者代表 池田委員、片岡委員、久郷委員、馬込委員、渡部委員

【事務局】 労働局長、労働基準部長、賃金室長、賃金室長補佐、
最低賃金係長

4 議事次第

- (1) 北海道地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選任
- (2) 北海道地方最低賃金審議会運営規程等について
- (3) 北海道最低賃金の改正諮問について
- (4) 事業場実地視察について
- (5) 特定最低賃金の意向表明状況について
- (6) その他

5 議事内容

○賃金室長

これより令和7年度第1回北海道地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日は、第51期の北海道地方最低賃金審議会委員の任命後の初めての審議会となりますので、会長選任まで事務局にて進行させていただきます。

最初に、第51期北海道地方最低賃金審議会委員を紹介させていただきます。

北海道地方最低賃金審議会委員の名簿は資料No.1として配布しております。公益代表委員として本日欠席となっております片桐委員、亀野委員、國武委員、蛭川委員、八重崎委員。労働者代表委員として入江委員、金子委員、藤田委員、山田委員、本日欠席となっております渡辺委員。使用者代表委員として池田委員、片岡委員、久郷委員、馬込委員、渡部委員となります。

よろしくお願いいたします。

次に、事務局につきましても4月1日から人事異動により変更になりましたので紹介させていただきます。労働局長が村松に替わっております。

○労働局長

村松でございます。よろしくお願いいたします。

○賃金室長

労働基準部長が足立に替わっております。

○労働基準部長

足立でございます。よろしくお願いいたします。

○賃金室長

賃金室長補佐が菅原に替わっております。

○賃金室長補佐

菅原です。よろしくお願いいたします。

○賃金室長

最後になりますが、わたくし賃金室長の牧野と最低賃金係長の大谷は昨年度に引き続きとなりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、本日の定足数について御報告いたします。本日は、公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名の合計13名の出席をいただいております。これは、委員定数3分の2以上の出席が認められますので、最低賃金審議会令第5条第2項の要件を満たしていることから、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

また、本日の審議会は、北海道地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開にて開催しております。会場には傍聴されている方が14名と取材のため4名の記者の方がいらっしゃいますことを御報告いたします。

議事に入る前に、村松労働局長から挨拶をお願いいたします。

○労働局長

本日は、御多用中にもかかわらず、北海道地方最低賃金審議会の御出席を賜り、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、平素から最低賃金制度のみならず、労働行政全般にわたりまして、特段の御理解と御協力を賜っておりますことにつきましても、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

最低賃金の改正につきましては、今年度も経済状況等の変化を受け、年々社会的関心・注目が高まっているところでございます。

こうした中、先月13日には「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」が閣議決定され、「最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。また、地方最低賃金審議会に対しては、政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境を踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえ

た審議決定となるよう、議論いただく。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」との政府方針が示されたところであります。

現在、この政府方針に配意して中央最低賃金審議会が開催され、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について審議されているところでございます。今後、中央での審議結果がまとまりましたら、御報告させていただきます。

一方で、北海道における最近の雇用情勢については、有効求人倍率が低下傾向にあり、景気の回復に弱さがみられる状況となっております。

本日の審議会におきまして、令和7年度の北海道最低賃金の改正決定に係る諮問をさせていただくこととしております。事務局におきましても審議会が円滑に運営できるよう努めさせていただきますので、北海道の実情を踏まえて十分に公労使で御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○賃金室長

それでは、議事に入りたいと思います。

議事（1）「北海道地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選任」についてです。最低賃金法第24条第2項において、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」となっております。

当審議会では、従来から推薦により候補者を確認し、委員の皆様方より御承認をいただく方法で選任いただいております。今回も同様の方法でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○賃金室長

ありがとうございます。それでは従来どおり推薦により選任させていただきたいと思います。委員の皆様から推薦がありましたらお願いいたします。

○蛭川委員（公益）

公益代表委員の蛭川です。

前期同様に、会長に亀野委員、会長代理に國武委員を推薦させていただきます。

○賃金室長

ただ今、会長に亀野委員、会長代理に國武委員を御推薦いただきました。

他に御推薦及び御意見がありますでしょうか。

無いようですので、亀野委員を会長、國武委員を会長代理として御承認いただけますでしょうか。

○各委員

異議なし。

○貸金室長

御承認をいただきましたので、会長を亀野委員、会長代理を國武委員にお願いいたします。

それでは、ここからの議事の進行について亀野会長にお願いいたします。

○亀野会長

みなさん、よろしく申し上げます。

それでは、議事（２）「北海道地方最低賃金審議会運営規程等について」に入ります。

事務局より、説明をお願いします。

○貸金室長

「北海道地方最低賃金審議会運営規程」第６条及び第７条についてです。

第６条は本審の公開に関する条項になります。原則として公開すると定められておりますので、本年度の審議会本審については、昨年同様に全て公開にて開催したいと考えています。

次に、第７条の議事録の作成及び公開についてですが、これも昨年同様に作成し、当局ホームページに公開したいと考えています。なお、昨年までは、慣例として会長と指名された議事録署名委員による議事録への署名をお願いしておりましたが、令和３年度の「北海道地方最低賃金審議会運営規程」の改定から、署名が無くてもよいことになっておりますので、今年度からは、早期の議事録公開を目指し、事務局が作成した議事録を各委員にメールを活用して閲覧し、修正をいただき、最終版を会長に確認した後に公開することにして、署名自体を廃止したいと考えています。

以上、２点についての御確認と御承認をお願いいたします。

○亀野会長

ただいまの事務局からの説明について、御意見・御質問ありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

それでは、本審については、全て公開することとし、議事録の署名を省略することとします。よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

それでは、本審については、全て公開することとし、議事録の署名を省略することとします。

続いて、議事（3）「北海道最低賃金の改正諮問」になります。事務局よりお願いいたします。

○賃金室長

村松労働局長から北海道最低賃金の改正決定について諮問をさせていただきます。諮問文については、写しを資料No.3として配布していますので御参照下さい。

それでは、会長及び局長は中央までお進み願います。

なお、記者の方で写真撮影をされる方は、撮影可能な場所まで移動していただいて構いませんので、よろしく願いいたします。

○労働局長

北海道最低賃金の改正決定について（諮問）

「最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条に基づき、北海道最低賃金（昭和55年北海道労働基準局長公示第1号）の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」（同日閣議決定）に配意し、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえた貴会の調査審議をお願いする。」

どうぞよろしく願いいたします。

（局長から会長へ諮問文を手交）

○賃金室長

会長及び局長におかれましては、お席にお戻り下さい。

引き続き、会長に議事の進行をお願いいたします。

○亀野会長

ただ今、北海道最低賃金の改正の諮問をお受けしました。

当審議会といたしましては、今後、道内の雇用経済状況や中央最低賃金審議会から示される目安等を参考にしつつ、これまでの当審議会における議論を踏まえて令和7年度北海道最低賃金の改正について審議していくこととします。

円滑な審議ができるよう委員の皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

本日の資料について説明いたします。

右側に番号を付してお配りした資料、No.1からNo.18になります。

説明に当たって、最近の春闘妥結状況、景気動向、雇用失業情勢、政府方針などについては、絞った説明とさせていただきます。

まずは、No.7「令和7年春闘賃上げ状況」を御覧下さい。主要団体から発表された賃上げ状況をまとめた資料になります。資料作成上、最新の状況が反映できていないものもあるかと思いますが、御容赦願います。

日本経団連発表の500人以上の大手企業を除き、昨年以上の引上げ率、引上げ額となっています。

続いて、資料No.8「北海道の経済情勢」を御覧下さい。日本銀行札幌支店などから発表された経済情勢についてまとめた資料になります。総括した判断としては、「北海道内の景気は、緩やかではあるが持ち直している」とされております。

資料No.9「Labor Letter」（北海道労働局発行）を御覧下さい。求人倍率及び求職件数については、前年同月を下回る状況が続いている状況が認められます。北海道内の雇用状況は、「持ち直しの動きに弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある」という判断がなされています。

次に、資料No.10「北海道の主要指数の推移」を御覧下さい。厚生労働省の賃金基本統計調査による所定内給与額については、男女とも令和6年が最高値の金額となっております。また、右から2番目の「消費者物価指数」（総務省統計調査部消費統計課発表）では、令和6年は上昇率3.1%となっております。

資料No.11「物価動向」（総務省統計局発表）を御覧下さい。直近1年間の全国、北海道、札幌市の消費者物価指数（総合と持家帰属家賃を除く総合）を比較したグラフ・表になります。全国、北海道、札幌市とも令和6年12月から上昇率の指数が大きくなり、令和7年4月には、総合と持家帰属家賃を除く総合の双方で、全国値を北海道・札幌市の順で上回る指数となっていることが確認されます。

次に、資料No.12「毎月勤労統計調査（北海道分）結果の概要」になります。資料の中段の図1ですが、実質賃金が令和6年8月からマイナスとなっていたところ、令和7年3月に8か月ぶりにプラスとなりましたが、令和7年4月に入ってマイナスとなっております。

続いて、資料No.13「令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」を御覧下さい。仮に地域別最低賃金を令和7年10月1日発効とするためには、令和7年8月5日までの答申が必要であり、特定最低賃金についても令和7年12月1日発効とするためには、令和7年10月2日までに答申が必要であり、答申が遅れると発効日が遅れていくことを表している一覧表となります。

資料No.14及び15については、令和7年6月13日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」と「経済財政運営と改革の基本方針2025」です。いずれにも最低賃金に関わる部分の記載があります。資料No.14の実行計画の26ページ開いていただきますと、「5. 最低賃金の引上げ」のとこ

ろになります。読み上げますと「最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。また、地方最低賃金審議会に対しては、政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境を踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」と記載されています。資料No.15の基本方針においても、7ページ7行目から同じ文章により記載されております。

続いて、資料No.17ですが、これは、北海道地方最低賃金審議会会長あてに送付された「札幌弁護士会会長声明」になります。その内容は「現状の最低賃金額では生活が困難であり、最低賃金の大幅引上げ、地域間格差の解消のための全国一律の最低賃金制度の早期実現、中小零細企業への直接的かつ実効的な支援を求める」となっています。

資料No.18は、令和7年7月7日までに提出された北海道内の地方議会等からの意見書の一覧になります。その内容は、概ね「最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額1,126円を下回らない水準に改善すること。賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めるとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と最低賃金の引上げに向けた環境整備の充実・強化を図ること。」を求める内容となっております。なお、7月8日以降も同様の内容の意見書が提出されております。

資料No.19は、北海道地方最低賃金審議会会長あてに日本共産党から提出のあった要請書になります。要請内容は「最低賃金を速やかに1500円に引き上げ、1700円を目指すこと。全国一律の最低賃金制度として地域間格差を解消すること。中小・小規模事業者への賃上げへの直接支援について、実行のある制度を創設すること」の3点となっております。

以上、雑ぱくではありますが、本日の資料説明とさせていただきます。

○亀野会長

ただ今の事務局からの説明について、御意見・御質問ありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

続いて、これからの審議について、事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

本日、北海道最低賃金改正の諮問がなされたことに伴いまして、最低賃金法第

25条第2項の規定に基づき、最低賃金改正に係る具体的な調査審議を行うために専門部会を設置することになります。

専門部会の委員は、最低賃金審議会令第6条第1項により9人以内となり、最低賃金法第25条第3項に基づき、公労使それぞれの代表3名ずつで構成することになります。

そのため、労働者並びに使用者を代表する専門部会委員の推薦公示を本日の審議会終了後に行い、7月28日（月）で締切り、その後早急に任命したいと考えております。

また、専門部会における議事及び議事録の公開・非公開についてですが、北海道地方最低賃金専門部会運営規程第5条及び第6条において「原則、公開とする」とされていますが、第5条第1項及び第6条第2項では、「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」には、部会長は、会議を非公開とすることができること、議事録の一部又は全部を非公開とすることができることと定められています。

そこで、第1回専門部会の審議については、原則どおり「公開」にて開催し、第2回目以降については、第1回専門部会の中で「公開」、「非公開」の取扱いについて、この場で御確認いただくこととしたいと考えております。

事務局からの説明は、以上となります。

○亀野会長

ただ今の事務局からの説明について、御意見・御質問ありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

それでは、事務局は、本審議会終了後に専門部会委員の推薦公示を行い、7月28日（月）公示締切りという日程を進めてください。

また、第1回専門部会について、公開とすることでよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

それでは、第1回専門部会は、公開にて開催することといたします。

続いて、議事(4)「事業場実地視察について」になります。これについて事務局より説明をお願いいたします。

○賃金室長

「事業場実地視察」についてですが、事前に委員の皆様にお願ひしたアンケートの結果では、過半数の委員から「実施の必要がある」との御意見をいただいております。しかしながら、本年度は中央最低賃金審議会の開催が遅れた等の理由により、「事業場実地視察」を決定する当審議会の開催が例年より大きく遅れてしまい、実施する日程の確保が難しい状況にあることから、今年度については「事業場実地視察」を行わないことを提案させていただきます。

なお、来年度につきましては、実施に向けて準備していきたいと考えております。

○亀野会長

ただ今の事務局からの提案について、御意見・御質問ありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

それでは、今年度の実地視察については、実施しないことよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

それでは、今年度の実施視察は、実施しないことといたします。

次に、議事(5)「特定最低賃金改正の意向表明状況」についてです。事務局より説明願います。

○賃金室長

資料No.16を御覧下さい。

北海道においては、「処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」の4業種について特定最低賃金が定められています。

現在、その全ての業種において改正の意向表明が出されている状況です。今月中に予定されている特定最低賃金改正の申出がありましたら、その内容について速やかに申出書等の審査確認を行ってまいります。

審査結果及びそれに伴う「改正の必要性に係る諮問」等について、可能であれば

第2回本審にて報告させていただく予定であります。

以上でございます。

○亀野会長

ただ今の事務局からの説明について、御意見・御質問ありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

それでは、議事（6）「その他」についてです。事務局から、何かありますか。

○賃金室長

最低賃金法第25条第5項の規定に基づく、関係労使からの意見聴取手続について、本日の審議会終了後に公示を行い、7月28日（月）締切りとして事務手続を進めたいと考えています。

なお、関係労使からの意見聴取の必要が生じた場合については、例年どおり第1回専門部会での実施を予定しております。

事務局からの説明は、以上となります。

○亀野会長

ただ今の事務局からの説明について、御意見・御質問ありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

それでは、事務局は本審議会終了後に公示を行い、7月28日（月）締切りという日程を進めてください。

ほかに何かありますか。

なければ、最後に事務局より、今後の審議会の開催予定について説明をお願いします。

○賃金室長

今後の審議会開催日程を御報告いたします。

事前に委員の皆様にご協力いただいた日程調整を踏まえて、第2回本審を7月30日（水）10：00から、本日と同じ会場であるTKP札幌駅カンファレンスセンターで開催したいと考えています。予定している議題は、目安伝達、特定最低賃金の改正の必要性の諮問等となります。

また、第3回本審は、8月5日（火）15：00から札幌第1合同庁舎2階講堂にて開催を予定しており、議題として北海道最低賃金の答申、特定最低賃金の改正の必要性の答申及び改正の諮問、異議申出及びの公示、特定最低賃金専門部会委員の公示等を予定していますが、中央最低賃金審議会の日安答申の時期や専門部会での審議状況によっては、開催時期が遅れることもあり得ますので、その際には早急に日程調整を行い、開催日を決定したいと考えております。

なお、専門部会につきましては、第2回本審終了後から第3回本審までの期間で開催を予定としております。事務局といたしましては任命された専門部会委員と調整した上で、第1回専門部会を第2回本審開催日の午後に開催したいと考えております。以上でございます。

○亀野会長

ただ今の事務局からの説明について、御意見・御質問ありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

それでは、次回の審議会は、7月30日（水）10：00から、本日と同じ場所での開催になります。

日程の確保と今後の円滑な審議運営に御協力をお願いします。

事務局から、最後に何かありますか。

○賃金室長

特にありません。

○亀野会長

委員の皆様から、何かありますか。

○各委員

なし。

○亀野会長

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。

お疲れ様でした。